

議案第26号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(個人の町民税の納期) 第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、 <u>次のとおりとする。</u> 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 <u>7月1日から同月31日まで</u> 第3期 <u>8月1日から同月31日まで</u> 第4期 <u>9月1日から同月30日まで</u> 第5期 <u>10月1日から同月31日まで</u> 第6期 <u>11月1日から同月30日まで</u> 第7期 <u>12月1日から同月25日まで</u> 第8期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u> 2 略  (固定資産税の納期) 第67条 固定資産税の納期は、次のとおりと	(個人の町民税の納期) 第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、 <u>次のとおりである。</u> 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 <u>8月1日から同月31日まで</u> 第3期 <u>10月1日から同月31日まで</u> 第4期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u> 2 略  (固定資産税の納期) 第67条 固定資産税の納期は、次のとおりと

する。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から同月25日まで

第8期 翌年1月1日から同月31日まで

2 略

3 固定資産税額が 8,000円未満の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する1の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 略

(固定資産税の納期前の納付)

第70条 略

2 前項の規定により納期前納付があった場合においては当該年度の全納期に係る納付額を第1期の納期限までに納付した場合に限り、報奨金を交付するものとする。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によって納期前に納付した税額に100分の0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が100円未満である場合においては、これを交付しない。

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 略

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

する。

第1期 4月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年2月1日から同月末日まで

2 略

3 固定資産税額が 4,000円未満の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する1の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

4 略

(固定資産税の納期前の納付)

第70条 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 略

2 軽自動車税の納期は、4月11日から同月30日までとする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の町税から適用する。

(町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例の廃止)

2 町税の納期及び徴収手続きの特例に関する条例(昭和 44 年三朝町条例第 9 号) は、廃止する。